

国際帝国主義の侵略反革命・第三世界支配を粉碎し、全世界の帝国主義を打倒せよ！世界プロレタリア革命－世界プロレタリア独裁－共産主義を実現する新しいインターナショナル（世界単一党）を国際階級闘争の最前線に創建せよ！

国旗国歌法案を廃案へ

P2~4

有事立法・改憲を阻止せよ

P5~6

シーページント99抗議行動報告

P7~8

1999年

8月1日

第529号

編集発行人 海路 薫

一部 200円



共産主義者同盟（全国委員会）

■ 大阪戦旗社 大阪市北区本庄西2-8-19

明豊ビル401号 大労協内

TEL(06)6371-3706

○郵便振替 00930-0-63333

○銀行口座 第一勧銀 551-1058150

反帝国際主義の旗揚げ日帝・小渕政権と総対決せよ 有事立法制定・憲法改悪を阻止する全人民の決起を 日の丸・君が代法制化阻止



「日の丸・君が代」法制化反対！ 7・23大集会

新安保ガイドライン・戦争出勤体制弾劾！

「日の丸・君が代」法制化反対！

組対法・盗聴法反対！

戦争への道を許さない

8月アジア共同行動集会

日 時 8月7日(土) 14:00～

場 所 東京・新富区民会館

(地下鉄日比谷線「八丁堀駅」下車)

アシア共同行動日本連は、七月下旬に台湾労働党の主催で開催された「新たな世紀における日米帝国主義に対するアシア人民の運動の展望について」をテーマとした国際シンポジウムの成功のためにAWCに参加する各国の大衆組織とともに貢献し、アシア人民の連帯と反帝国際共同闘争を推進しつつ、八月七日には東京において「戦争への道を許さない八月アシア共同行動集会」を開催する。これらの日本連の先進的なたたかいへの断固たる結集を呼びかける。ともにたたかわん！

全国のたたかう労働者人民の皆さん／日帝・小渕政権は、新ガイドライン関連法の制定にとどまらず、侵略反革命戦争への道を突き進んでいます。すでに衆議院での審議が開始された国旗国家法案（日の丸・君が代の法制化）は、天皇制イデオロギーをさらに強化し、戦争に向けて排外主義へと労働者人民を組織することを狙うものであり、参議院で審議されている組織的犯罪対策法案は、戦争への動員に反対する労働者人民のたたかいを鎮圧するための新たな治安立法にほかならない。そればかりではない。日帝・小渕政権は、労働者人民の戦争への強制動員を狙う戦時総動員法＝有事立法制定の野望をむきだしにし、さらには七月六日に衆議院で憲法調査会設置のための国会法改悪を强行し、いよいよ侵略反革命戦争準備の総仕上げとも言うべき憲法改悪に突き進んでいる。

戦後最悪の不況下で労働者人民に犠牲を集中しつつ、戦争へと動員しないこうとする日帝ブルジョアジーとの歴史的なたたかいに今こそ決起しなければならない。戦争への動員に対する抵抗闘争が各地でうち続ぎ、これを基礎にして戦争への道に反対する全人民政治闘争へと向かう動きもさらに強まりつつある。すべての先進的労働者人民は、このたたかいの先頭に立ち、全人民政治闘争の再建のために努力していかねばならない。同時に、このたたかいを自国帝国主義＝日帝の免罪と排外主義に純化する日本共産党の「暫定政権」構想に收れんさせるのではなく、日帝打倒・プロレタリア社会主義革命に向けた戦列に広範な労働者人民を組織していかねばならず、そのために反帝国際主義の旗を鮮明に掲げ、日本共産党とその追随者たちとの原則的な党派闘争を全戦線において推進していかねばならない。

アシア共同行動日本連は、七月下旬に台湾労働党の主催で開催された「新たな世紀における日米帝国主義に対するアシア人民の運動の展望について」をテーマとした国際シンポジウムの成功のためにAWCに参加する各国の大衆組織とともに貢献し、アシア人民の連帯と反帝国際共同闘争を推進しつつ、八月七日には東京において「戦争への道を許さない八月アシア共同行動集会」を開催する。これらの日本連の先進的なたたかいへの断固たる結集を呼びかける。ともにたたかわん！

組織的犯罪対策法を粉碎せよ

「日の丸・君が代」の法制化は、今年の三月初め、官房長官の野中広務が突如として法制化の方針を打ち出したことから一挙に進行してきた。当然大きな批判の声が巻き起こるなか、国会においてはいったん公明党が動搖し、法制化は迷走をつづけることになる。しかし、法制化を自公連立の踏み絵として公明党を説得し、組み込むことに成功した政府・自民党は、今国会での成立に突き進んできたのである。

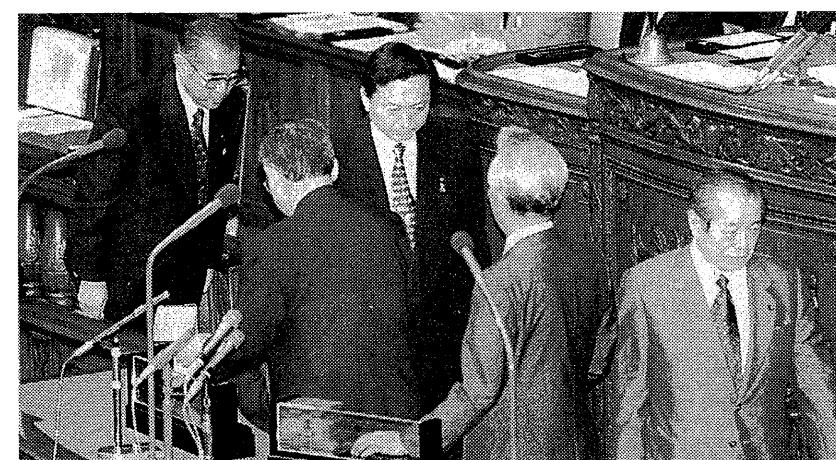
衆議院での採決では、実に全衆議院議員の八割を越える四〇三人の議員の賛成によって、国旗・国家法案が強行採決された。そのことは、

自由公連立という労働者人民の意思をまったく反映しない国会の総翼賛状況にのみ依拠して、この法案の成立が強行されようとしていることを示したものである。全国各地で無数の反対集会が開催されている。毎日新聞の世論調査さえも五二%が反対あるいは慎重意見であり、今国会での法制化に賛成する意見は半数にもはるかに及ばない。国会内においてさえも、民主党は党内意見の一致がとれず、「国旗だけ法制化する修正案を提出し、否決されれば党議拘束はかけない」とした。また公明党執行部は連立政権参加のために賛成にまわったが、支持母体である創価学会内では反発が噴出している。政府

国旗国歌法の制定を阻止せよ

「日の丸・君が代」の法案は、今年の二月に上程した。そして、衆議院内閣委員会でわずか二日間（一三時間）の審議を行つただけで、七月二二日には自民党・自由党・公明党の賛成（民主党は自主投票）で衆議院本会議において採決を強行した。われわれは、満身の怒りをもってこれを弾劾する。小渕政権は、八月一三日までの通常国会において何としてもこの法案を成立させる構えである。日本帝のアジア侵略戦争の歴史を隠べいし、排外主義をもって人民を統合しようとするこの法案を何としても廃案にしなくてはならない。そして、この国旗・国家法の制定をもって教育現場をはじめとしてますます激しくなる「日の丸・君が代」の強制と対決し、アジア人民に連帯して「天皇」の戦争責任の徹底追及・天皇制打倒のたたかいに正面から挑み、排外主義への人民の統合を粉碎していかねばならない。それは、今日の侵略反革命戦争発動と排外主義の時代にあって、日帝足下労働者階級の第一級の課題である。

国旗国歌法案を廃案へ！ 戦争への統合を粉砕せよ



「日の丸・君が代」法制化をすすめる小渕政権を許さない

の「日の丸・君が代は国旗・国歌として広く国民に定着している」などという宣伝は、それ自体がデマでありペテンであるということをはっきりと暴露・批判しなくてはならない。

政府はこの法案の提出にあたって、今年二月末に起きた広島県立世羅高校での校長の自殺を理由としてあげ、「法制化されなければ混乱は起きず、校長は自殺しなかった」として法制化が必要であることを強調してきた。しかし、この主張自体が事実を軽倒させ、本質を隠ぺいする、許すことのできないデマ宣伝である。

広島では昨年の公立高校卒業式での君が代斉唱率が一八・六%で、全国平均の八〇・一%を大きく下回っていた。それは被爆地広島において長年にわたって組織されてきた教育労働者の反戦、反差別のたたかいの勝利的地位を示すものである。一九九一年には、高校長協会と広島県高等学校教職員組合との間で「国歌斉唱を指導しない」という確認が取り交わされている。こうした状況に對して日帝・文部省は昨年五月、「日の丸」掲揚と「君が代」斉唱の完全実施を求める「是正指導」を県教育委員会に對して行い、さらに七月には文部官僚・辰野裕一を県教育委員長として広島へ送った。日帝・文部省による異例の「完全実施体制」のもと、県教委は

おりしも政府が法案を上程した六月、文部省は二〇〇一年度から実施する新指導要領の解説で、「君が代」について「君は天皇を指す」ということを初めて明記することを明らかにした。さらに「君が代」について、現行の指導要領では

は「各学年を通じ、児童の発達段階に即して指導する」としていたものを「いずれの学年においても指導する」とし、徹底化するとしている。文部省のこうした指導強化方針のもと、各地で教職員や生徒に対する処分が強まっている。今年、広島では「君が代」斉唱などを行わなかつたとして県内の校長三九人が戒告などの処分を受けた。北九州では市教委が「心を込めて國家を斉唱せよ」と指導し、起立しない、歌わない教職員に懲戒処分を連発している。こうして

侵略戦争と植民地支配の象徴

「日の丸・君が代」の強制は、つねに天皇制を前面におしたてたアジアへの植民地支配と侵略戦争の歴史の隠れい、あるいはその肯定や居直りと一体のものであった。

これまで政府は、労働者人民の反発を恐れて「君が代」の歌詞の意味を徹底してごまかし続け、日本の国の繁栄を願う歌詞だなどといいぬけてきた。しかし、今回の国旗・国家法案の上程にあたって、政府は六月二十九日の衆議院本会議の小渕首相において、「君が代の『君』は、日本国および日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本国民の総意にもとづく天皇を指す」という見解を打ちだした。そして、翌々日の衆議院内閣委員会では、竹島一彦内閣政務官室長が「(君が代の)『代』は、一般的に時間的概念だが、転じて國なり国家を表す意味でも用いられている」と補足説明した。「君が代」の「君」が天皇を指し、「代」が時代や国を指すのであれば、「君が代」とは「天皇

国旗国歌法案の全文は、年太政官布告第五七号) 次の通り。

(国旗) 日章の位置

第一条 国旗は、日章 縱 横の三分の一
旗とする。 日章 直径は縦の五分

日章旗の制式は、別記 第一の規定にかかる

第一のどおりとする。 ず、寸法の割合について

(国歌) 別記第一 (第二条関係)

君が代とする。
君が代の歌詞およ

び楽曲は、別記第一のど
おりとする。

付則 (施行期日) について旗の中心から旗
の日から施行する。

(商船規則の廃止)

2 商船規則 (明治三
日章旗の制式)

の時代」や「天皇の國」を意味するものであり、「君が代」の歌詞はこのような「天皇の時代」や「大皇の國」の繁栄を願うという意味以外の何ものでもない。政府は、さすがにこれへの反発を恐れて、「そのような解釈は現憲法との関係で適当ではなく、君が代は天皇を日本国および日本国民統合の象徴とするわが國のこと」などとごまかそうとしているが、憲法との関係で歌詞の解釈が変わらばずもなく、この政府の苦しい言い逃れはブルジョア・マスコミの多くからさえ批判されている。

しかし、重要なことは政府の見解の不整合性にあるのではない。日帝・小渕政権が、「天皇の時代」や「天皇の國」の繁栄を願うことを意味する「君が代」の解釈を正面から打ちだし、その国歌としての法制化をもって、かつてのアジア植民地支配と侵略戦争の歴史への批判を圧殺し、その最高責任者である天皇の免罪を迫り、労働者人民の排外主義的統合を一挙に推進しようとしていることにあるのだ。

かつて日帝は、「君が代」を「天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も万年も、いやいつまでも続いてお采えになるやうに」(戦前の小学校修身教科書)という意味の歌であると、これを歌わせることでアジア侵略戦争へと労働者人民を動員し、また植民地支配下の朝鮮半島をはじめとするアジア各地で人民に皇民化教育を強いていった。「日の丸」もまた、「揺るぎなき国体とともに国民精神の反映が日の丸の旗のうちに看取せられるのである」「日の丸の旗の由来について説こうとすれば皇統連綿たる国史と国土国勢とさうした国民性とのすべてにわたつて触れていかざるを得ない」(戦前の小学校修身教科書・教師用)とされ、天皇のもとに労働者人民を「統合」しようとしてきた。またそれはアジア人民の側から見れば、植民地支配と侵略戦争のもとで暴虐のかぎりを尽くした日本軍が掲げつけた、まさしく侵略と支配の象徴であった。

われわれは、アジアの多くの軍隊慰安婦とされた女性たちが日帝の戦争責任追及のたたかいを開始するにあたって、あらためて「日の丸」を見て心のそこからの怒りと嗚咽を禁じえなかつたと述べていることを決して忘れてはならない。八六年、沖縄戦の戦争責任を追及する知花昌一さんが「日の丸」を焼き捨てた事実を絶対に忘れてはならない。「日の丸・君が代」の法制化はこうした植民地支配と侵略戦争の歴史のすべてを隠れいし、天皇の戦争責任の免罪を迫り、自由主義史観をはじめとする戦争肯定史観の台頭を促進する排外主義攻撃である。

学校現場をはじめとして、戦後の日本における反「日の丸・君が代」鬭争は、常にこの歌と旗が天皇制やそのもとでのアジア侵略の歴史と直結しており、また天皇制の賛美は身分差別につながるものであるということを批判の軸としてきた。法制化によって日帝がねらう「日の丸・君が代」反対運動の最後の圧殺は、戦争責任と

この一年の間に、全国では千人以上の教職員が処分をうけている。京都では日頃から「君が代」を歌いたくないと意思表示している在日朝鮮人の生徒に対し、校長が全校生徒の前で「立ちなさい」と命令するという事態まで発生している。法制化策動がこうした状況に拍車をかけることは明らかである。そしてこれをもって日帝は「日の丸・君が代」に反対する運動の解体をねらっているのである。



「日の丸」を掲げて日本軍は侵略していった



「日の丸・君が代」法制化に反対し6500人が結集(7月23日・東京)

アジア人民に連帯した反撃へ

日帝・小渕政権が何としても強行しようとしている「日の丸・君が代」の法制化は、戦後反戦平和運動の最後的解体をねらう敵の攻撃であり、同時に新ガイドライン関連法の制定から有事立法・改憲策動と結合し、侵略反革命戦争に向けた新たな「国民統合」をねらうとし、今までの攻撃である。

先の見えない経済危機のなかで、日帝は労働者人民を排外主義的に統合することをもって国内における階級対立を隠ぺいし、労基法の改悪をはじめとする規制緩和など労働者に矛盾を転嫁する新自由主義的な国内再編を「日本経済の競争力の回復のために必要」として強行している。いまや連合はこの日帝の攻撃に屈伏し、労働運動の側から労働者人民をこうしたブルジョアジーの利害に従属させる役割を積極的に果たしている。

また労働者人民の排外主義的・国家主義的な統合をもって、日帝はアジア侵略反革命への労働者人民の全面的な動員を進めようとしている。去る五月二十四日、日帝は新ガイドライン関連法案の強行採決をもって侵略反革命戦争への参戦と戦争動員の道を大きくこじあけ、アジア侵略反革命の新たな段階へと突入した。しかし、膨大な戦費と人的な負担を必要とする戦争の発動のために、日帝は労働者人民の積極的、消極的な戦争への支持を取り付ける必要に迫られている。

日帝の新たなアジア侵略反革命が進行するなかで、たたかうアジア人民に向けられた攻撃でもある。とりわけ二〇〇一年ワールドカップの日韓共催とそれに向けた天皇訪韓策動は、きわめて重要な位置を持つ。昨年一〇月に訪韓した小渕首相は、IMF支配下の金大中政権にさらなる融資を条件として「日韓新時代」を宣言させ、もって今後首脳会議の場では過去の歴史については問題にしないことを約束させた。韓国経済危機に対してもさなる融資を通して介入し、日韓投資協定締結策動も含めて新たな韓国経済支配を進める日帝は、それを条件にして韓国の労働者人民に天皇の訪韓を認めさせ、その免罪と戦争責任を追及するたたかいの圧殺をねらっている。いまこそ朝鮮半島南北の労働者人民、とりわけ天皇の戦争責任を徹底追及し、戦後補償を求めてたたかいを続ける元軍隊慰安婦の女性らと連帯し、天皇訪韓阻止一日帝の韓国再侵略粉碎のたたかいの前進をかち取らなくてはな

りわけその最高責任者たる天皇の戦争責任を追究するたたかい、そして天皇制を糾撃し反権力を質をもつてたたかい抜かれている反差別闘争を圧殺しようとするものである。そして、「日の丸・君が代」の法制化は、まさに労働者人民の一人ひとりにかつての植民地支配と侵略戦争の肯定を迫り、現在のアジアへの新植民地主義

支配と侵略反革命戦争準備への屈伏を迫るものである。そして、それが決して思想・信条の問題にとどまらず、学校現場ではすでに述べたように、現実のアジア人民・被差別大衆、労働者人民のたたかいへの強権的支配として行われようとしているのである。

らない。

このような重大な攻防のなかで、日本共産党は「国旗・国歌についての国民的討論」を提唱し、今国会での「日の丸・君が代」の法制化に反対してきた。しかし、そもそも日帝が今国会において「日の丸・君が代」の法制化に踏みだすきっかけをつくったのは日本共産党である。

彼らは今年一月、「国旗・国家の法制化は必要だ」との見解を発表し、「国民的合意」に基づいて制定せよ、とのキャンペーンを開始した。こうした日本共産党の動きが、政府の法制化策動を加速させたことは言うまでもない。

日本共産党は、「暫定政権」に参加するといふ彼らの当面の展望にとって「日の丸・君が代」を拒否しつづけることが障害となることから、このような動きを開始したと見て間違いない。

日本共産党は、「日の丸・君が代」を国歌・国旗とすることには反対だと言いつつ、それが法制化されれば尊重するという立場を取ることによって、「暫定政権」に参加する道をさらに推進しようとしたのである。それは、これまで学校現場をはじめとして無数の处分や弾圧にも屈することなく組織してきた「日の丸・君が代」の強制を拒否するたたかい、国旗・国歌としての法制化を阻止するたたかいに対する裏切りにはならない。例え「日の丸・君が代」が法制化されようとも、これを断固として拒否し、学校現場などあらゆる所でその強制とたたかい抜くことが要求されているのだ。日帝のアジア侵略に目を向けず、これとたたかうアジア人民に悪罵を投げつける日本共産党は、戦争と排外主義の時代に労働者人民を一国主義的・排外主義的に組織しようとし、そればかりか「日の丸・君が代」の法制化をめぐっては、日帝が必要としている労働者人民の国家主義的統合に「左」から助言を与える役割を客観的には果たしたのである。

いま全国各地で「日の丸・君が代」の法制化に反対し、その意味を問おうとする動きが日増しに高まっている。そして七・二三集会などの法制度に反対するために、日本共産党をも含めた「超党派」的な集会も開催された。われわれは、「日の丸・君が代」の法制化に反対するたたかいをできるだけ広範で全人民的なものへと発展させていくために努力しつつ、その内部において日本共産党への批判を明確にし、全国・各地での動きをアジア人民との実践的連帯と国内における階級的たたかいをもって発展させていくことを呼びかける。いまこそ国際主義の法制化を全面的に批判しよう。アジア人民と連帯して、天皇制の打倒・アジア侵略反革命戦争へ突き進む日本帝国主義の打倒に向けたたたかいの前進をかち取ろうではないか。

憲法調査会設置彈劾！戦争への道と 対決する全人民的政治闘争の前進を

新ガイドライン関連法を強行成立させた小渕政権は、去る七月六日には同法にもとづく

自治体・民間「協力」の「解説書」なるものの配付を開始し、戦争動員の具体化に着手した。また七月七日にはついに改憲に向けた憲法調査会設置法案（国会法改悪案）の衆議院での採決を强行し、さらに有事立法の制定に向かうことを公言している。まさに新ガイドライン関連法の制定を戦後史の巨大な転換点としつつ、日帝ブルジョアジーは侵略反革命戦争への嵐のような攻勢に踏みだしている。戦争への道を阻止し、日本帝国主義の打倒に

向けて全力でたたかい抜いていかねばならない。

● 向かう小渕政権 ● 有事立法制定に

のとしてつくりだしていかねばならない。

● 進行する自治体 ● などの戦争動員

政府は七月六日、新ガイドライン関連法にもとづく自治体・民間「協力」の「解説書」なるものを全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会合同総会で提示し、また関係自治体に示した。この「解説書」では、自治体・民間「協力」の具体的な内容について、一三項目を列挙している。すなわち、「地方公共団体の長に求めるもの」として、管理する港湾・空港の使用、建物・設備等の許認可（危険物貯蔵所の設置許可など）、消防法上の救急搬送、「民間に対して依頼するもの」として、人員および物資の輸送、廃棄物の処理、民間医療機関への患者の受け入れ、民間企業の有する物品・施設の貸与、民間船社・航空会社の協力、「地方公共団体に對して依頼するもの」として、人員・物資の輸送、給水、公立医療機関への患者の受け入れ、地方公共団体の有する物品の貸与などである。

この「解説書」の配付をもって、新ガイドライン関連法にもとづく地方自治体・民間企業の戦争動員がいよいよ動きだしたのだ。

この「解説書」の見過こせない点は、第一に、自治体・民間企業の戦争協力を罰則規定こそ無いものの事実上義務づけていることである。すなわち、「地方公共団体の長は、権限を適切に行使することが法的に期待される」として、地方自治体には「一般的協力義務」があることが明記されている。そして、施設の能力を越えるなど正当な理由がある場合には協力を拒むことができるとはしているが、その場合には拒否理由を明示することを要求しており、政府の圧力に抗して地方自治体・民間企業が戦争協力を拒否することはきわめて困難となる。第一には、

民間空港・港湾の使用について、米軍の作戦遂行を最優先させるという意図に貫かれていることである。「解説書」では、米軍が空港・港湾を使用する際に、競合する民間航空機・船舶との調整（使用計画の変更）を空港や港湾の管理者（主に地方自治体の長）に求めることもありうるとし、またそれでも了解が得られない場合は国が直接に航空会社や船舶会社に「使用計画の変更」を求めるとしている。第三には、地方自治体に要求する戦争協力について、「必要な期間、（協力内容の）公開を差し控えていたくよう依頼することを考えている」として、どのような戦争協力を要求されているのかを隠すよう要求していることである。

このように「解説書」は、労働者人民に何とも知らせないままに地方自治体・民間企業を戦争へと動員し、米軍が民間空港や港湾などを民間機・船舶を排除して最優先に使用し、米軍とともにに戦争を遂行しようとするんでもない内容にほかなりない。政府は、若干の手直しをした上で、八月末までに各自治体に「解説書」を正式に配付するとしている。地方自治体・地方議会に対して、この「解説書」にもとづく戦争協力の拒否を要求するたたかいを各地において強化していくねばならない。政府が自治体への協力要求内容の非公開を求めていることは、すでに二〇〇を越える地方議会で新ガイドライン関連法に反対や危惧を表明する決議があがり、自治体の戦争協力に反対するたたかいが粘り強く組織されていることが、政府にとって無視しえない事態となっていることを示すものでもある。この「解説書」の配付にとどまらず、新ガイドライン関連法制定以降、七月一五（一八日）の自衛隊の大坂湾大軍事演習（シーページェント99）の強行など、各地で軍事演習が強化され、また米軍艦船の入港がますますひんぱんになっている。これらと対決し、新ガイドライン関連法の発動に対する抵抗戦線をより強固なものとしてつくりだしていかねばならない。

日帝・小渕政権は、新ガイドライン関連法の制定にとどまらず、次にはいよいよ有事立法の制定に向かおうとしている。自民党内では、六月三〇日に行われた国防部会・安全保障調査会・基地対策特別調査会・危機管理プロジェクトチームの合同会議で、「有事法制」に関する検討が開始された。これを受けて政府も、小渕首相が七月一六日の自衛隊高級幹部との会合で「有事法制は重要な問題と認識しており、国会における議論・国民世論の動向を踏まえて適切に対処したい」と表明し、野呂田防衛庁長官も「防衛庁としては、研究にとどまらず、その結果に基づき法制が整備されることが望ましい」と有事立法制定の野望をむきだしにした。

新ガイドライン関連法の制定によって、日帝は米帝の侵略反革命戦争に「後方支援」という範囲ではあれ参戦し、自治体や民間企業への戦争協力を要求していくことはできるようになつた。しかし、日帝・小渕政権は労働者人民の反発を恐れて、新ガイドライン関連法に憲法や法律で規定された労働者人民の諸権利の制限や規制、戦争動員を拒否した場合の罰則規定を盛り込むことができなかつた。このことを突破し、実際に戦争を発動するためには不可欠な戦争動員の強制と罰則規定、労働者人民の諸権利の制限、さらには言論・表現の自由の規制などを可能にすること、ここに有事立法制定の目的がある。まさに有事立法とは、戦争への労働者人民の強制動員法＝戦時総動員法なのである。

有事立法制定の必要性について、政府は一貫して「日本が武力攻撃を受けた場合に備える」ためだと説明してきた。しかし、現在の国際情勢のもとで、かつての米ソ冷戦時代のように日本が本格的な武力攻撃を受ける可能性は存在していない。にもかかわらず日帝が有事立法の制定を急ぐのは、朝鮮半島を当面の焦点としつ、アジア太平洋全域でいつでも米帝とともに侵略反革命戦争を発動できる準備を推進するた

例示された13項目の種類・内容

〔地方公共団体の長に求めるもの〕

①管理する港湾施設の使用【運輸大臣】

- 競合する民間船舶に既に使用許可を出している場合、調整を行うことはあり得る
- 調整によっても民間船舶の了解が得られない場合、港湾管理者の要望をふまえ、国が直接、民間船社に対し、使用内容の変更等、協力の依頼を行うこともあり得る

②管理する空港の施設の使用【運輸大臣】
(船舶と同じ)

③建物、設備等の許認可【自治大臣等】

- 危険物貯蔵所の設置許可
- 建築基準法等にもとづく許認可

④消防法上の救急搬送【自治大臣】

〔民間にたいして依頼するもの〕

⑤人員及び物資の輸送【運輸大臣】

⑥廃棄物の処理【厚生大臣】

- 廃棄燃料、医療関連の廃棄物等

⑦民間医療機関への患者の受け入れ【厚生大臣】

⑧民間企業の有する物品、施設の貸与【通産大臣他】

- 燃料、通信機器、事務機器の一時的貸与

⑨民間船社・民間航空会社の協力【運輸大臣】

〔地方公共団体に対して依頼するもの〕

⑩人員及び物資の輸送【運輸大臣】

- バス事業その他保有する輸送手段

⑪給水【厚生大臣】

- タンクでの給水。新たに水道管を敷設しての給水も排除するものではない

⑫公立医療機関への患者の受け入れ【厚生大臣】

⑬地方公共団体の有する物品の貸与【自治大臣】

- 通信機器、事務機器の一時的貸与
- 使用していない土地や建物の一時的な貸与
- 体育館、公民館等の施設・教育委員会が管理一の目的の外使用

(【】内は要請する行政機関の長)

めである。その意味で、現在準備されている有事立法は新ガイドライン関連法と一体のものであり、新ガイドライン安保の完成化をめざすものである。自民党安全保障調査会の提言「ガイドラインの見直しと新たな法整備に向けて」(九七年六月)は、「周辺事態」への対応と有事立法を「ワンパッケージで新たに整備・検討すべき」と提起し、小渕首相もまた「米軍への協力ということが万が一必要となつた場合に、米軍に対する法的な措置はどうかという意味でも有事法制の問題がある」(五月一二日)と述べている。

有事立法の準備は、一九七七年から防衛庁による「有事法制研究」を中心にして推進されてきた。防衛庁は、八一年と八四年に「中間報告」を発表した。そこでは、防衛庁所管法令に関する事項(第一分類)と他省庁所管法令に関する事項(第二分類)が報告され、所轄省庁が明確でない法令に関する事項(第三分類)については、政府の安保・危機管理室が検討をすすめてきた。近くまとめられるであろう有事立法の内容は、これらの七七年以來の「有事法制研究」が土台となることは間違いない。

すでに明らかにされている第一分類・第二分類の「中間報告」では、医者・看護婦、陸海空の運送業者、土木・建築関係など一業種が動員の対象とされ、「従事すべき場所及び機関」「出頭すべき日時及び場所」などを書いた「公用令書」一枚で労働者人民を強制動員できるとされている。また自衛隊が必要とする土地や物資についても、強制的に取りあげることができるようにになっている。さらに自衛隊の作戦行動での陣地構築、火薬・弾薬類の民間船舶への積み込みなど、一一省庁・七〇件におよぶ特例措置が規定されている。第三分類については、①有事の際の住民の保護、避難または誘導、②民間船舶・航空機の航行、③電波の効果的使用、④捕虜の扱いに関する法令という検討項目だけが明らかにされている。しかしこの第三分類では、かつて廢案になった国家秘密法を引きつぐ言論・表現の自由や知る権利の規制など、憲法

に規定された政治的自由の根幹を侵害する内容が盛り込まれる可能性すらある。

すでに自民党・自由党・公明党だけではなく、民主党も「有事の際に自衛隊が超法規的行動を取ることを避ける」なる名目で有事立法制定に賛成しており、今年後半から来年にかけて一挙に上程への動きが強まることが予測される。この制定を絶対に阻止しなければならない。

改憲ねらう憲法

に規定された政治的自由の根幹を侵害する内容が盛り込まれる可能性すらある。

すでに自民党・自由党・公明党だけではなく、民主党も「有事の際に自衛隊が超法規的行動を取ることを避ける」なる名目で有事立法制定に賛成しており、今年後半から来年にかけて一挙に上程への動きが強まることが予測される。この制定を絶対に阻止しなければならない。

「国会の論議で合意が得られれば、憲法改正案をつくる委員会を別につくる」と発言しており、憲法調査会を通して各政党間の合意をはかり、五年という調査期間の終了を待たずに一举に憲法改悪に突き進むかまえである。

このような動きと連動して七月二二日、財界・連合系労組・マスコミ幹部などで構成された「新しい日本をつくる国民会議」(略称・二十一世紀臨調)が結成総会を開催した。この二十一世紀臨調は、かつて小選挙区制の導入を推進した民間政治臨調が改組されたもので、憲法改悪を「国民運動」として推進することを狙うものである。二十一世紀臨調は、その下部組織として改憲検討作業を中心とした國の基本法制検討会議を設置し、二年以内に憲法改悪の骨格案をまとめる方向を打ちだした。さらに自由党は七月一日、憲法改定の具体的手続きを定めた国會改悪案と国民投票法案の要綱をまとめた。

これまで日帝ブルジョアジーは、連合系労組をも改悪への動きも一挙に強まりつつある。自民・自由・公明・民主の四党は、七月六日の衆議院本会議で、憲法調査会設置のための国会法改悪案を一切の本会議審議なしで強行採決し、参議院に法案を送付した。この法案と衆議院憲法調査会規程によれば、「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける」とし、来年の通常国会から常任委員会として設置される。この調査会は、調査終了時に報告書を議長に提出するほか、中間報告書も提出できるとしている。そして、同日の衆議院議員運営委員会理事会では、憲法調査会は議案提出権を持たないこと、調査期間は五年をめどとすることなどが確認された。この憲法調査会の設置は、いよいよ国会における憲法改悪の発議に向けて本格的な動きが開始されたことを意味している。憲法改悪は、憲法九条の規定により衆参両院での三分の二の賛同をもって発議され、国民投票における過半数の賛成をもって初めて成立する。すでに自民・自由・公明・民主の四党で、衆議院では三分の二を越える議席を保持しており、この数年の間に憲法改悪を許すのかどうかが全人民的な政治攻防の中心となることはもはや必至である。憲法調査会設置推進議員連盟会長の中山太郎元外相は、

「国会の論議で合意が得られれば、憲法改正案をつくる委員会を別につくる」と発言しており、憲法調査会を通して各政党間の合意をはかり、五年という調査期間の終了を待たずに一举に憲法改悪に突き進むかまえである。

このように動きと連動して七月二二日、財界・連合系労組・マスコミ幹部などで構成された「新しい日本をつくる国民会議」(略称・二十一世紀臨調)が結成総会を開催した。この二十一世紀臨調は、かつて小選挙区制の導入を推進した民間政治臨調が改組されたもので、憲法改悪を「国民運動」として推進することを狙うものである。二十一世紀臨調は、その下部組織として改憲検討作業を中心とした國の基本法制検討会議を設置し、二年以内に憲法改悪の骨格案をまとめる方向を打ちだした。さらに自由党は七月一日、憲法改定の具体的手続きを定めた国會改悪案と国民投票法案の要綱をまとめた。

まさに日帝ブルジョアジーは、連合系労組をも改悪への動きも一挙に強まりつつある。自民・自由・公明・民主の四党は、七月六日の衆議院本会議で、憲法調査会設置のための国会法改悪案を一切の本会議審議なしで強行採決し、参議院に法案を送付した。この法案と衆議院憲法調査会規程によれば、「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける」とし、来年の通常国会から常任委員会として設置される。この調査会は、調査終了時に報告書を議長に提出するほか、中間報告書も提出できるとしている。そして、同日の衆議院議員運営委員会理事会では、憲法調査会は議案提出権を持たないこと、調査期間は五年をめどとすることなどが確認された。この憲法調査会の設置は、いよいよ国会における憲法改悪の発議に向けて本格的な動きが開始されたことを意味している。憲法改悪は、憲法九条の規定により衆参両院での三分の二の賛同をもって発議され、国民投票における過半数の賛成をもって初めて成立する。すでに自民・自由・公明・民主の四党で、衆議院では三分の二を越える議席を保持しており、この数年の間に憲法改悪を許すのかどうかが全人民的な政治攻防の中心となることはもはや必至である。憲法調査会設置推進議員連盟会長の中山太郎元外相は、

7・15~18

大阪湾大軍事演習 シーベージェント99 in ナゴ

兵庫・大阪で連続闘争 弾劾



大軍事演習に反対して開催された反戦平和まつり（7月18日・大阪）



「日の丸・君が代」法制化に反対する大集会（7月23日・東京）

五月一四日の周辺事態法の成立を受け、日帝・小渕政権は自治体・民間「（戦争）協力」の手引きとなる「解説案」を配付するなど、侵略反革命戦争遂行体制を着々と作り上げてきた。盗聴法案・住民台帳法案・「日の丸・君が代」法制化など、矢しきばやの反動攻勢がおし進められる一方で、戦争動員体制の先取り実質化が自衛隊演習・日米共同軍事演習などを通して大きく進められようとしている。

七月一五日から一八日にかけて、「兵庫地方隊創設四五周年記念行事の一環」として大阪湾で行われた自衛隊の大規模演習である「シーベージェント99 in ナニワ」も、まさにそのようなものとして実施された。海上自衛隊は、七月一五日に大阪湾各地の港に着岸し、一六日には一般公開を行い、一七日から一八日にかけて淡路の洲本沖で艦船二五隻、航空機二機が参加して大軍事演習をくり広げた。この規模の大きさもさることながら、演習内容が単なる水難訓練などではなく、新ガイドラインにも

とづく後方支援活動の訓練である「補給・輸送・機雷除去」であり、「体験公開」の名の下に広く市民に宣伝し、乗船を募って軍事演習を行ったことに、このシーベージェントという自衛隊演習の特徴がある。

神戸市や淡路の各市町村、大阪湾周辺の港では、この軍事演習のために岸壁を貸し、自治体の広報誌で宣伝をし、乗船券を配付し、同じ時期に行われた神戸まつりでは自衛隊をパレードに参加させるなど、自治体・市民を巻き込んでの大阪湾全体の有事体制作りを目的にした動きが進んでいったことを見ておかなければならぬ。

七月一五日から一八日にかけて、兵庫地方隊創設四五周年記念行事の一環として大阪湾で行われた自衛隊の大規模演習である「シーベージェント99 in ナニワ」も、まさにそのよ

うなものとして実施された。海軍は、米軍の撤去・米軍艦船入港拒否がかち取られてきた。周辺事態法で市民に宣伝し、乗船を募って軍事演習を行ったことに、このシーベージェントといふ自衛隊演習の特徴がある。

神戸港も名指しで施設提供の場所と

レードに参加させるなど、自治体・市民を巻き込んでの大阪湾全体の有事体制作りを目的にした動きが進んでいったことを見ておかなければならぬ。

このシーベージェントは、兵庫の会」が結成され、阪神自衛隊基地へのシーベージェント中止申し入れ

月一日、「戦争協力はゴメン！兵庫の会」が結成され、阪神自衛隊基地へのシーベージェント中止申し入れ

月一日、「戦争協力はゴメン！兵庫

の会」が結成され、阪神自衛隊基地へのシーベージェント中止申し入れ

月一日、「戦争協力はゴメン！兵庫

の会」が結成され、

烽火

た鬭争が組織された。自衛隊艦船が大阪港に入港した七月一五日には、午後六時から天保山公園において、大阪平和人権センター主催の自衛隊大観闘式抗議行動が約三〇〇〇人の結集で行われた。とりわけこの集会には、港湾関係の労働者だけではなく、自治労の労働者が大結集し、大阪港の軍事利用と自治体・民間の戦争動員に反対してたたかい抜いた。そ

7・23 東京

国旗・国歌法案に反対し大集会

日比谷野音に六五〇〇人が結集

西ネットワークの共催で、「軍事演習を許さない！大阪湾反戦平和まつり」が天保山ホールを会場として開催された。この日、洲本沖での軍事演習に出航する自衛隊艦船に対して、早朝から抗議行動がたたか抜かれ、午前一時からは模擬店・コンサートなどをまじえつつ、シーペンジエントに反対する反戦平和まつりが広島・呉や横須賀・東京などからの参加者を含めて開催された。

この日の反戦平和まつりを共催した「しないさせない戦争協力」関西ネットワークは、五月一四日に三〇〇人が結集した関西集会を開催した周辺事態法を廃案へ／実行委員会

が改組されたものである。新ガイドライン関連法のもとで、嵐のように進行する戦争協力の強制に対し、関西各地での抵抗闘争を結びつけ、労働運動を中心として有事立法・改憲を阻止する全人民的なたたかいを拡大していく必要性はますます大き

呼びかけ人を代表し、総長の山住正己さんから、立ち、国旗・国家法を弾劾し、「敗戦直後、省し、今後のたたかいで、変えることができない」と訴えた。

て東京都立大前
が最初に発言に
案の衆院通過を
国旗・国歌を
かつたことを反
いをすすめよう」

奏を拒否したが、違反の「戒告」を効した。そして、「民主主義破壊」とを教えることの現状、「教育」をめぐる問題を効し、今後の・

教師に対し、職務命令処分が出たことを彈て、「命令と服従の教天皇の国」であることの強制、問答無用のなどを怒りをこめて弾たたかいへの決意を述

の森山さんが、「天皇制し、自由を奪う」こそさず、廃案を求めてた
銀座の二つのコースに会を締めくくった。それが行われた。

日においては、舞鶴港に米駆逐艦が入港し、敦賀港を朝鮮半島有事に備えた米空母の出撃拠点とする動きが明らかになるなど、日本海側の各港湾の米軍・自衛隊の出撃拠点化の策動が強まってきた。また一月には、九七年に引き続いだ滋賀県の自衛隊・あいば野演習場において日米合同軍事演習が行われるという動きも伝えられている。そして、八月末までには、新ガイドライン関連法にもとづく自治体・民間の戦争協力の「解説」が各自治体に配付され、自治体・民間の戦争動員の準備が本格化する。これらに対する各地での抵抗闘争を全力で組織し、これを基礎にした全人民的たたかいを築きあげていかねばならない。

第十一章 财务管理

は衆院での強行
半数が反対して
していること、
先言が行われた。
代を彷彿させる
酸化する暴挙で
した。しかし、
旗・国歌法案の
を取つたことや
してきたことと
日々しい発言で
の清水澄子議員
「」法制化が天
スムにつながる
の道をふたたび
ことへの危機感
王党の国旗・国
た議員が発言し、
したことなどを報告
へ法制化とも

最後に広島高場でのたたかとが報告され、「職務命令」と「処分」という「職員関」などという君が代の強が報告され、たかいであります。の学校をつくるアピールが婦人民主ク後、次の各界だけた。東大教員は、共同声明を発り組んでいるスト者で在日

教組からは、日々の職務がつづき、山梨・京都がつづき、広島では県教委が「従わなければ降格」の警告をテコに校長を縛り、議会議は校長の補助機関として位置づけで「日の丸・桐鶴」を制定を推進していることに対して毎日がたるがままに国家権力の思うがままくらせてはならないとが行われた。

ラブからカンパ要請の各層の四人の発言を受ける小森陽一さんは、「國家法案に反対する」というのが報告した。キリスト教のヤン・ヨンジュさん

的「国民統合」争への国家統制をうとしている。案を要求し、「強制を阻止する」をさらにおしゃり。この攻撃は、アジア人民の「國際主義、そして労働者階級の社会」展望はありえない。社会や社民党など、目的でしかなくした反対運動を返していかねばならない。共産同（全国）に立脚した日高、社会主義革命を設しているこう

「攻撃が本格化し、戦動員体制が強化されよる全人民的なたたかいを広げていかねばならぬに対するたたかいは、反帝闘争と結合した國で日帝打倒をめざす労会主義革命の道にしかない。だからこそ、日本との「茶番的」な集票い、排外主義を本質とから労働者人民を奪いはならない。われわれ委）とともに国際主義帝打倒ープロレタリアの「正規の攻囲」を建ではないか。

国際主義へと領導し、日本共産党との党派闘争を断固として推進し、日本帝国主義打倒―プロレタリア社会主義革命に向けた「正規の攻囲」の

組織化へとたたかう労働者人民の総結集を実現していこう。ここにこそ、進行する戦争への道を阻止し、日本帝国主義の打倒を実現できる唯一の

道が存在しているのだ。